

平成24年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成24年9月26日 午前10時00分 開会
午後 5時19分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	3番 岡 本 吉 司
4番 春 木 孝 祐	5番 朝 岡 佐一郎
6番 西 井 覚	7番 藤井本 浩
8番 吉 村 優 子	9番 阿 古 和 彦
10番 溝 口 幸 夫	11番 川 辺 順 一
12番 赤 井 佐太郎	13番 川 西 茂 一
14番 寺 田 惣 一	15番 下 村 正 樹
16番 西 川 弥三郎	17番 南 要
18番 白 石 栄 一	

欠席議員1名 2番 中 川 佳 三

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
教 育 部 長	中 嶋 正 英	上下水道部長	松 浦 住 憲
消 防 長	岩 井 利 光	会 計 管 理 者	山 岡 加代子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 8番 吉 村 優 子 11番 川 辺 順 一

7. 議事日程

日程第1 認第1号 平成23年度葛城市一般会計決算の認定について

日程第2 認第2号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第3 認第3号 平成23年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第4号 平成23年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 平成23年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 平成23年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 平成23年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 平成23年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 平成23年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議第37号 葛城市防災会議条例及び葛城市災害対策本部条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第40号 葛城市火災予防条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第45号 平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第14 議第38号 葛城市保育所条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第39号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第42号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第17 議第43号 平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 議第44号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第19 議第41号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第20 発議第7号 葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会を設置する決議について
- 日程第21 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第46号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 追加日程第2 発議第8号 葛城市職員採用事務に関する調査を総務文教常任委員会に付託する決議について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

ご報告を申し上げます。本定例会の会期中に、吉村優子君からお手元に配付の発議第7号議案が追加議案として提出されました。その取扱いについて、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、会議の概要について、議会運営委員長よりご報告を願います。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 皆さん、おはようございます。本定例会会期中に、先ほどございました議員発議により、発議第7号議案が追加議案として提出されたことを受けまして、本日午前9時より議会運営委員会を開会し、その取扱いについて慎重に協議をいたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

発議第7号議案の審議日程、審議方法につきましては、本日付託議案の審査終了後、日程第20として上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

以上、報告といたします。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

西川議長 お諮りいたします。

発議第7号議案についての審議日程及び審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、審議日程、審議方法については、運営委員長の報告のとおりに行うことにいたします。

次に、本定例会中に開催されました3つの常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況についてご報告願います。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務文教常任委員長 議長の許可をいただきましたので、本委員会の所管事項の調査案件であります、葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについてご報告を申し上げます。

委員会は、平成24年9月13日に開催し、審査をいたしております。

初めに、葛城市学校給食センターについてであります。理事者より現在の進捗状況として、設計委託については、どのように設計を進めるか検討するため、先進地視察等、調査の結果、建物だけではなく、厨房設備や運営、配送、土地の条件など総合的に考えた設計が必要であるため、設計業者の選定方法はプロポーザル方式を採用することに決定いたしました。現在、その準備として、給食センター建設にかかわる基礎資料となる給食センター整備方針を策定中であり、更に今後設計業者からの提案を審査するため、(仮称)設計提案審査委員会を立ち上げる予定である。今後の予定としては、年度内に設計業者を選定し、最終的には平成26年度末には完成し、平成27年度当初より給食の配食ができるよう進めていきたいという説明

を受けました。

委員からは、基礎資料の作成についても、教育委員会で検討するのではなく、専門的知識を持った方や地域の方々の意見など、いろいろな意見を伺いながら検討すべきであるなど、多くの意見がありました。

委員会といたしましては、本所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 ちょっと休憩します。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時07分

西川議長 会議を再開いたします。

朝岡佐一郎君。

朝岡総務文教常任委員長 申しわけありません。

大変失礼をいたしました。先ほどの給食センターの報告にあわせまして、次に、新庄小学校附属幼稚園の建替えのご報告を改めてさせていただきます。

理事者の方より、園舎改築に伴う実施設計の工程表や園舎北側市道歩道工事平面図及び新園舎の立面図をお示しいただき、事業の進捗等について報告を受けました。

その内容といたしましては、基本設計及び市の開発事前協議についてはほぼ終了し、現在県の開発許可申請に必要となる図面等書類を作成し、並行して園舎建物設計実施設計作業を行っています。しかし、基本設計や園舎北側道路関係の協議が延びたことで、県の開発許可申請や確認申請におくれが生じ、当初予定していた12月議会での契約議決の提案は間に合わず、次の3月議会に提案し、工事着工は平成25年4月以降となり、完成は平成26年1月となる見込みであるという説明がありました。

委員からは、新エネルギーの導入についてや、旧園舎の取り壊しに伴う通園時の安全確認について質疑や意見がありました。

最後に、先ほどの調査事項とともに、これらの2つの調査事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

大変失礼いたしまして、以上をもちまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 次に、民生水道常任委員会より報告を願います。

8番、吉村優子君。

吉村民生水道常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、本委員会の所管事項の調査案件であります、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理についてご報告をいたします。

委員会は平成24年9月14日に開催し、調査をいたしております。

本件につきましては、委員より、新炉建設に伴い、収集業務体系等シミュレーションをお願いしている。早急に提示を願いたいという意見があり、現場の意見、また市の意見も示し

ながら、平成24年度末までに提示させていただくという答弁がありました。

委員会としましては、本所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 最後に、都市産業常任委員会より報告を願います。

10番、溝口幸夫君。

溝口都市産業常任委員長 それでは、議長のお許しを得まして、本委員会の所管事項の調査案件であります、地域活性化事業新道の駅事業についてご報告いたします。

委員会は平成24年9月18日に開催し、審査をいたしております。

本件につきましては、理事者側から、計画区域内にある土地の大字役員や地権者に対する説明会の中で出された各意見の集約結果について報告がありました。内容は、出席者から道の駅の進入路や駐車場の確保、周辺道路の渋滞対策についての要望などがあり、市からは出席者に対し、測量作業のための用地への立ち入りなどについてお願いをし、同意をいただいたので、現在その作業の準備をしている状況である。また、出席者から、本事業に対する反対意見などは特になく、ご理解いただいたものと認識しているというものでありました。

また、委員からは、道の駅の建設予定地である南阪奈道路葛城インター付近について、合併以前から地場産業振興ゾーンとして指定され、商工会館や地場産業の販売などを行う施設などの建設を検討していたことがわかる資料の提出が求められ、理事者から、平成18年3月に作成され、当時のまちづくり事業特別委員会に提示された山麓地域整備計画基本計画や、平成18年6月16日開催の都市産業常任委員会協議会の資料が提出され、これらは計画等に関する報告でありました。

委員会としましては、今回提出された資料について、一旦委員各位で持ち帰り、次回開催する委員会でその内容について協議することとし、経時的な経過についても資料提出を要望いたしました。

最後に、委員会といたしまして、本所管事項について今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、都市産業常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

西川議長 本定例会中に開催されました3つの常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は以上であります。

これより、日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、寺田惣一君。

寺田決算特別委員長 おはようございます。

それでは、決算特別委員会の報告をさせていただきます。去る7日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、19日、

20日、21日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告をしたいと思います。

初めに、認第1号、平成23年度葛城市一般会計決算の認定についてでございます。

質疑といたしまして、総務費では、平成23年度の本市のラスパイレス指数の状況と県内での順位は。また、給与に対する改善への取り組みはという質問に対しまして、平成23年度における葛城市のラスパイレス指数は91.6であり、県下12市の中では最下位、県内37市町村の中では28番目の指数となっている。給与改善への取り組みといたしましては、現在の社会経済情勢や財政状況等を勘案し、市民に理解が得られにくい時期であるので、むやみに引き上げるのではなく、試行的に行っている人事評価制度を早期に構築し、活用しながら検討していきたい。また、人事院勧告による給与の引き下げ時に遡及しなかったことや、勧告による昇給の抑制措置を受けていた者のうち、若年者層に対し、回復措置が行われたが本市においては、職員の給与が低水準であることを考慮し、これまで抑制措置を受けていた職員全てに対し回復措置を行ったという答弁がありました。

また、昨年各大字に対する複数の交付金を一括交付金にされた理由はという問いに対しまして、平成22年度までは地域振興事業補助金や広報等配布報償費については、各大字世帯数に応じて金額を算出し、それぞれの所管部署から支払いを行い、別々に実績報告書を提出していただいていた。しかし、近年、各大字から、自主的に企画運営される行事の費用などを、市からの補助金の合計額の中で弾力的に融通できないかという相談や、それぞれの補助金に対する実績報告書作成時に、大字の帳簿が一括して管理されていることにより、1つの事業が重複して記載されるなど、結果的に記入方法が難しいといった指摘が多く寄せられていた。それを受け、検討を重ね、平成23年度から、世帯数により算出される地域振興事業補助金と広報等配布報償費については、交付の趣旨や金額の算出方法は変更せず、それぞれの算出金額を示しながら、一括交付金として合計額を交付し、その金額の範囲内において、それぞれの事業への金額の割り振りは各大字の判断とすることに変更した。今後も各区長に対し、それぞれの補助金の算出の経緯や目的等、その趣旨を十分理解していただけるよう説明しながら、この方法を続けさせていただきたいという答弁がありました。

次に、公共バスは現在市民の各公共施設への移動手段として運行しているが、高齢化が進む将来を見据えて、病院や買い物に行く市民の足となるよう変えていく必要があるのではないかとこの問いに対し、公共バスについては、合併時に市民の公共施設への施設間利用を目的に始められた事業である。しかし、実際には買い物や病院へ行くための手段として利用されている方もおられるという話も聞かせていただいておりますので、奈良交通に路線バスの運行を継続してもらうよう要望し、葛城広域行政事務組合の構成市町の間で公共バスをより便利に活用できるよう、広域での公共バスの運行について、共通の課題として今後協議していくことになりました。この先、どういう議論になっていくかわからないが、葛城市といたしましては、市民の生活の足になる公共バスとなるよう考えていきたいという答弁がありました。

次に民生費では、地域の居場所づくりの推進事業委託料の実施の成果はという問いに対し、地域の公民館活動において、高齢者に必要な改修工事、備品購入を行うもので、各公民館単

位で整備を行った。内訳として、トイレの改修や手すりの据え付けなどのバリアフリー化の推進が8カ所、外灯、げた箱など施設の改修が4カ所、座椅子、テレビ、冷蔵庫などの備品購入が56カ所であるという答弁がありました。

また、障害者自立支援法に基づく諸給付に占める利用者の負担割合は。また、障害者自立支援法から障害者総合福祉法に改正される内容はという問いに対しまして、諸給付のうち、障がいサービスは通常1割負担であるが、所得により負担のない方もおられるため、負担率は0.5%である。また、障害者自立支援法は平成25年度より障害者総合福祉法に変わるが、現在の応益負担から応能負担へと変更となるため、国の方で策定中であるという答弁がありました。

また、保育所の定員増は、施設、法制度についてどのような緩和によってできるのかという問いに対し、恒常的に定員を超えている保育所については見直しが必要になってくる。2年に一度、園の平面図等を入れて、県に審査されているという答弁がありました。

次に衛生費では、休日診療所負担金の積算の根拠はという問いに対しまして、葛城広域行政事務組合を構成している大和高田市、香芝市、広陵町と葛城市の3市1町で利用しており、それぞれの前年度の利用率によって、翌年度の負担金が決まってくるという答弁がありました。

また、子宮頸がん予防ワクチン接種率は。また、現在ワクチン接種対象者は中学校1年生から高校1年生とされているが、年齢を引き下げることが考えられないかという問いに対しまして、平成23年度で接種者350人、ワクチン接種率は53.2%である。接種対象年齢については、国の方で小学校6年生から高校1年生までの幅で4学年対象ということであった。葛城市においては、当初中学校1年生から中学校3年生まで対象としていたが、ワクチン不足により接種できなかったこともあり、平成23年4月から高校1年生まで対象を引き上げさせていただいた。今後、国の動向を見きわめて検討していきたいという答弁がありました。

次に農林商工費では、戸別所得補償制度推進事業費について、平成23年度申請実績は、また、米の生産調整として成果について教えてほしいという問いに対し、平成23年度は、総農家数2,017戸のうち270戸の申請があり、米以外の生産農家から申請もふえてきている。また、米の生産調整としては葛城市の転作達成率は40.18%となっており、全国で2番目に高い奈良県の目標値には及ばないが、全国の平均値より高い数値である。米価についても徐々に上がってきているという答弁がありました。

また、農地費の中の土地改良事業補助金について、県単事業が減り、国費事業が多くなっている関係で、小規模な土地改良事業はなかなか国の補助対象になってこない状況にあるが、今後補助金を増額する予定はあるかという問いに対し、土地改良事業補助金については、平成23年度には8地区の大字に対し合計499万4,000円を支出させていただいた。増額については、今後検討していきたいという答弁がありました。

次に土木費では、地域連携推進事業費の中の測量設計等委託料について、橋りょうの長寿命化修繕計画の策定に係る費用ということだが、その結果について教えてほしいという問いに対し、市内には橋りょうが227基あり、そのうち橋長が15メートル以上、もしくは重要路

線にかかる橋りょうについて、長寿命化修繕計画を策定させていただいた。現時点で建設後50年を経過している高齢化橋りょうは全体の6%で、20年後には19%になるということで、今後急速に高齢化橋りょうがふえるという背景から、橋りょうの修繕、かけかえ等に対する経費に対して、可能な限りコストの縮減の取り組みが必要である。また、1つの橋について、主桁の損傷、支承の沈下があるということで、早急に対策が必要という結果が出ているという答弁がありました。

また、国鉄坊城線整備事業費の中の委託料について、3カ年継続事業ということで2億8,280万8,000円の通次繰越、970万円が明許繰越されているが、現在委託先であるJR、また地元大字との協議はどこまで進んでいるのかという問いに対し、9月に入ってからJR側の施工業者が決まったということで、今後の進め方について、JRと協議を進めているところであるということです。地元大字との協議については、以前から地権者等への説明会を行い、地元大字の賛同はいただいているということです。今後も工事着手に当たって、仮設道路等を建設するので、事前に地元大字への説明会をさせていただく予定であるという答弁がありました。

次に消防費では、消防の現状と広域化によるメリットはという問いに対して、広域化のメリットとしては、現在の状況では出動が重なり、12名の職員が同時に出動すると、他の車両が余っていても出動できない状況にあるが、広域化されれば、近隣の消防署から応援体制が直ちにとれ、通報と同時に更に3台、4台の出動が可能になる。また、業務の専門性を高める専従化については、職員数の関係から、現在は難しい状況にあるが、広域化された後は、業務を専従化していく計画があることなどが上げられるという答弁がありました。

また、平成23年度の立ち入り検査数が前年度よりふえた理由はという問いに対して、立ち入り検査については、特に危険物施設への件数がふえており、理由としては、平成22年度に地下埋設タンクの流出防止対策として法令改正が行われたことにより、平成23年度に地下タンク貯蔵所やガソリンスタンドといった関係施設へ出向き、法令関係の改正を説明したことなどにより実施件数がふえたという答弁がありました。

次に教育費では、各種団体補助金の金額の決め方はという問いに対し、今までは各種団体への補助金について明確な基準はなく、これまでの経緯を考慮して補助額を決めてきた。その金額が実情に見合ったものであるか、いろいろな角度から検討するべきであるという声も聞かせていただいている。これから、見直しについて考えていきたいという答弁がありました。

また、災害が起こったときに、広域避難所となる学校のソフト面の環境整備について、今後の見解は、という問いに対し、現在ハード面においては、来年度の学校の耐震化率100%を目指して進めているところであり、ソフト面においても、今後どのようにしていくかということについては大きな課題であると認識している。ハード面で、ひとまずめどがついた時点で検討していきたいという答弁がありました。

次に歳入では、個人市民税について、前年度より調定額が減っている理由を、普通徴収と特別徴収に分けて、それぞれ教えてほしいという問いに対し、普通徴収については、納税義

務者数が前年度よりも増加しているが、それは退職者の方が特別徴収から普通徴収に変更になったことによるもので、退職者の方の給与所得が少ないので、調定額が減っている。また、特別徴収につきましては、団塊世代の退職により特別徴収の納税義務者が減少したことに加え、景気低迷による就労者数の伸び悩みによる減少により、均等割と所得割の納税義務者が減少し、均等割のみの納税義務者が増加したことが原因の一つだと思われるという答弁がありました。

また、地方財政計画において、地方交付税及び臨時財政対策の額が前年度よりどれぐらい増減しているのか、また、葛城市への影響はという問いに対し、国の平成23年度の地方財政計画の中では、地方交付税総額は17兆3,734億円となっており、前年度より4,799億円、率にして2.8%の増額となっている。また、臨時財政対策債については6兆1,593億円となっており、前年度より1兆5,476億円、率にして20.1%の減額となりました。葛城市においては、地方交付税のうち普通交付税は33億8,322万2,000円、前年度より3億1,833万円、率にして10.39%の増額、臨時財政対策債につきましては7億6,732万1,000円ということで、対前年度2億893万8,000円、率にして21.4%の減額となった。臨時財政対策債については、ほぼ地方財政計画と同じような率での減額となったが、地方交付税については、地方財政計画よりも大幅に増額となった。その理由については、臨時財政対策債や合併特例債による公債費算入が前年度よりふえたことや、普通交付税の交付基準額は、基準財政需要額から臨時財政対策債を除いた、残りの振替後の額で計算するので、臨時財政対策債が減ったことによって普通交付税がふえたことが原因であるという答弁がありました。

次に、総括質疑では、合併以後の葛城市の財政状況の推移はという問いに対して、歳入では、平成16年度から平成20年度までは、三位一体改革による地方交付税や国、県負担金の減額の影響を受け、実質単年度収支は平成19年度を除いては赤字であった。しかし、平成20年度後半から平成23年度にかけては財政は好転しており、主な理由として、地域活性化臨時交付金や緊急雇用創出事業などの国の財政施策により約8億円の支援を受けられたことや、普通交付税については、平成11年度の48億7,800万円をピークに減り続け、平成18年度には22億2,200万円まで半減したが、それ以降は増加し続け、平成23年度は33億8,300万円となった。一方、歳出では、合併以降、葛城市独自の行財政改革として、人件費の削減や旧町時代の公債費対策として繰上償還や利率の見直しなどに取り組んだ結果、平成17年度から比較すると、平成23年度では約4億円が削減できたことなどが上げられるという答弁がありました。

また、入札制度全般について、一般住民に理解が得られるよう公平性を高めた入札制度に取り組むべきと考えるがという問いに対して、入札制度の適正な価格で適正な執行については、市民からいただいた税金で、最小の経費で最大の効果を得られるよう、さまざまな入札制度に取り組んでいる。中でも最低制限価格の運用のあり方については、公共事業は何十年という長い期間使うものをつくるので、より確実なものをつくり上げる必要があることから、その辺との整合性を加味しながら、適切に運用していきたいという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に認第2号、平成23年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、平成23年度の特定健診の受診率について、前年度との対比及び県下12市の受診状況は。また平成24年度までに受診率が目標値に達しない場合にペナルティーがかかると思うが、その対策はという問いに対し、平成23年8月27日現在の受診率は22.6%で、前年より2.6%の増加となっており、県下12市の平均受診率については23.89%となっている。特定健診の受診率に係るペナルティーについては、当初、法律で示されたのは、平成24年度の受診率が65%に達しない場合、後期高齢者支援金の1割はペナルティーとして科すということになっていたが、現在示されている方針では、平成24年度の特定健診実施率と保健指導実施率を掛けた数字が0.0015未満となる保険者に対して科せられることになっている。葛城市の数値は、それに当てはまらないので、その方針が正式に決まれば、ペナルティーは科されないということになるという答弁がありました。

また、人間ドック助成の成果について教えてほしいという問いに対し、人間ドック助成の件数については、平成22年度の202件、助成額374万3,633円に対し、平成23年度は228件、助成額421万5,781円であった。助成額については、前年度より47万2,118円、率にして12.6%の増額となっている。健康についての関心の高まり、健診についての周知により、年々人間ドックを受ける方がふえていると考えられるという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

次に、認第3号、平成23年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、平成23年度は第4期事業計画の最終年度であるが、3カ年の給付費の計画値に対し執行率はという問いに対し、居宅介護サービスの給付費では、平成21年度91.9%、平成22年度86.8%、平成23年度は83.99%である。施設サービスでは、平成21年度93.68%、平成22年度99.26%、平成23年度102.87%。給付費全体としては、平成21年度94.83%、平成22年度91.4%、平成23年度95.13%となり、第4期全体では93.8%の執行率であるという答弁がありました。

また、介護保険料の普通徴収の徴収率が低い理由はという問いに対し、65歳になられても、半年間は年金から天引きされる特別徴収はできないため、その間の納め忘れや、また、年間の年金額が18万円以下の方は特別徴収ではなく普通徴収となり、その分が徴収率の、低さに占めている比率は高いという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号、平成23年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、平成23年度における下水道使用料の不納欠損の内訳は、という問いに対し、平成23年度において171件、戸数にして40戸分の67万6,440円を不納欠損処分とした。その内訳として、破産者が1名と居所不明のまま5年以上経過した者が39名であるという答弁がありました。

また、平成23年度末の下水道整備率と、いまだに未整備となっている箇所について、今後

どのようにされていかれるのかという問いに対して、平成23年度末の下水道普及率は90.58%で、対前年度比0.11%増加している。現在未整備となっているところは、地形等の問題や集落から離れたところで、家が点在しているところなどである。今後の対応としては、予算や費用対効果を考えながら検討していきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第5号、平成23年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、牛乳アレルギーが理由で牛乳が飲めず、給食費を減額している子どもの数は、また、何らかの食物アレルギーを持った子どもの数は、という問いに対し、平成23年度では、牛乳アレルギーが原因で給食費を減額して納めていただいている子どもは、中学校で2名、小学校で7名、幼稚園で3名の合計12名おられ、平成24年度では市内全体で15名となっている。また、食物アレルギーを持った子どもの数は、市内小中学校及び幼稚園全体で109名がおられるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第6号、平成23年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第7号、平成23年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、墓地4区画が返還されているが、その理由は、という問いに対し、転出された方や、墓地販売の初期のころに予備で購入されたが、こちらで住むことがないため不用となったというケースがあるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第8号、平成23年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、平成23年度中に認定審査会で審査された件数と、その中で判定が上位に変更された件数は、という問いに対し、審査件数は1,754件である。認定審査会において、1次判定から2次判定で要介護度が上がった件数は266件であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号、平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、後期高齢者医療保険料について、被保険者数の推移及び市民1人当たりの平均保険料は。また、保険料の軽減措置の現状について教えてほしいという問いに対し、平成23年度の被保険者数は、前年度に比べ103人ふえており、うち男性が37人、女性が66人となっている。市民1人当たりの平均保険料については、平成22年度は5万392円、平成23年度は5万483円となっている。保険料の軽減措置については、均等割額の軽減として、所得基準に応じて軽減割合が9割、8.5割、5割、2割の4種類があり、所得割額の軽減としては、所得割額を負担する方のうち、所得割算定に係る所得が58万円以下の方は、所得割額の5割

が軽減される。また、被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減として、後期高齢者医療保険制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方については所得割額がかからず、均等割額が9割軽減されることになっているという答弁がありました。

また、保険料の調定件数のうち、普通徴収と特別徴収の比率や現在の滞納状況、短期保険証の発行状況は、という問いに対し、普通徴収の調定件数は6,339件で、全体の26.5%、特別徴収の調定件数は1万7586件で、全体の73.5%となっている。滞納者数は、平成24年7月31日現在で63人、滞納額は221万5,400円となっている。短期保険証は、6カ月証を基本として19件発行しているという答弁がありました。

賛成と反対の双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認第10号、平成23年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、有収率が96.64%の過去最高を記録したことに対して、どのような努力をされたか、という問いに対し、漏水の調査によって漏水を早期に発見し、迅速に対応したことによって、漏水件数が平成22年度の163件から、平成23年度には91件と72件減少した。これは、下水道工事とともにガス漏れ対策によるガス老朽管の布設かえを行った際に、一緒に水道管の老朽管の布設がえに努めたとの答弁がありました。

また、市内大手企業の経営不振により、どのような影響を受け、これからどのように水道事業を運営していくのか、という問いに対して、平成24年度当初の計画受水量は約50万立方メートルであったが、8月には、計画の見直しにより23万から24万立方メートルと見込み、さらに、平成25年度の計画受水量は約20万立方メートルとなると予想されるという企業側からの情報があった。昨年度策定した水道ビジョンについては、企業の動向も注視しながら見直ししていかなければならなくなった。それとともに、県水と市独自の水それぞれの供給する場合の設備投資のあり方等も含めて料金を比較検討し、市民にとって最適な選択をしたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、本決算特別委員会で、委員より、委員会にふさわしくない、議会軽視ととられる発言があり、委員長より取り消し訂正を求めましたが、当該委員は拒否されました。つきましては、委員長により、その部分について会議録から削除いたします。また、委員会とは全く関係のない団体、個人等を冒瀆するような不適切な発言があったことについても、ご報告を申し上げたいと思います。

以上10議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げましたが、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されておりますことをつけ加えまして、決算特別委員会の委員長報告といたします。

以上です。

西川議長 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川議長 白石君。

白石議員 ただいま寺田委員長から委員長報告がありましたが、最後の部分で、委員からの発言について、委員長の職権において削除したと。その内容について、改めてここでご説明をいただきたいと思います。

西川議長 14番、寺田君。

寺田決算特別委員長 説明は、ここですることに対して、私はいたしません、この件に関しましては、当会議の冒頭でお願いしたように、どうしますかと聞いたときに、私は賛同しませんということに対しまして、副委員長と相談しながら決定したわけでございます。中身に対しましては、議事録を読んでいただいたら、皆さんもわかると思いますので、ここでは詳しいことは言いません。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 その内容については、議会の決定が必ず正しい、そういうことに対して、私は異議を唱えたことに対することだったと記憶しております。私は、議会の意思決定が全て正しいというふうには認識をしておりません。それは、この葛城市の市議会においても当然のことです。まず第一に、奈良県の後期高齢者医療広域連合の規約の問題であります。これは、葛城市の市議会は否決をしたではありませんか。6月に否決をし、12月に、これまた逆に提案されて、賛成をされている。さらに、JRの大和新庄駅の北側の工事協定についても、市議会として否決をした。しかし、その後、改めて提案され議決をされている。これは、当然あり得ることなんです。実際にそうやってきたじゃないですか。そのことをもって、私の発言を削除するということには当然承服しかねるというのは当たり前の話であります。しかし、それを委員長の職権において削除したということに対しては、ここで抗議をしておきたいというふうに思います。

西川議長 以上で、ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 認第1号の平成23年度一般会計の決算認定について、反対の立場から討論を行います。

民主党政権がゼロから作成した平成23年度予算は、民主党政権の基本姿勢を反映するものでしたが、消費税の増税やTPP参加によって、国民の暮らしを破壊し、経済も財政も悪化させる危険な道のりをひた走り、コンクリートから人へ、4年間は消費税を上げないと言ってきたマニフェストは総崩れになっています。年金給付の6,000億円の削減、子ども手当の削減や年少扶養控除廃止による増税など、高齢者と子育て世代の暮らしに大きな打撃を与え

ています。働く人の3人に1人は派遣や請負、パートなどの不安定な仕事にしかつせず、年収200万円以下の働く貧困層が1,000万人を超えました。勤労者の雇用報酬は、18年前の水準に落ち込んでいます。生活保護世帯は、平成24年10月時点で過去最多の209万人に上り、病気や障がいがなく、働ける年齢世帯の生活保護は、この2年で倍増いたしました。葛城市でも、この6年間で40世帯、75人、61%もふえています。厳しい経済危機に直面し、雇用不安が一層広がる中で、将来への不安を感じている国民、市民は、史上最高の67%に達しています。

地方自治体財政は、平成16年度の三位一体改革以来、地方交付税が5兆2,000億円、国庫補助金で5兆1,000億円削減されるなど、厳しい財政運営を強いられてきましたが、地方の反乱による平成20年の参議院選挙での敗北によって、三位一体改革の手直しを余儀なくされた麻生内閣、政権交代後の民主党政権が実施した交付税の1兆円の増額、5兆円を超える補正予算など、平成21年度から平成23年度にかけて実施された手厚い地方財政対策と、前例のない経済雇用対策によって、全国の市町村の財政が好転し、一挙に改善をいたしました。しかし、今日の厳しい経済情勢や東日本大震災の復興財源を考えれば、これからの財政運営は大変厳しくなることが予想されます。地方自治体の第一の責務は、住民の福祉の増進を図ることにあります。どのような経済財政環境であろうとも、市民の命と暮らしを守り、支える役割を果たさなければなりません。平成23年度の予算執行によって、その役割をしっかりと果たすことができたかどうか問われなければなりません。

平成23年度当初予算では、歳入において、個人市民税は個人所得が景気低迷の影響を直に受けることから、平成23年度以降は伸びを期待できない、法人市民税の平成21年度の大幅な減収など、極めて厳しい状況に直面しているとして、市税収入の減額を予測をし、また、地方交付税も大幅な増額が期待できないなど、財源不足を補うために財政調整基金積立金から4億7,000万円を繰り入れて、収支の均衡を図る予算編成を行っていました。しかし、今決算では、国の地方財政対策による地方交付税の0.5兆円の増額等によって、臨時財政対策債は当初予算額より2億3,700万円減っていますが、実質的な地方交付税は6億9,438万円の増額となっています。

内部的には、市税収入は当初予算より1,769万円の微増でしたが、一般会計から、国保特別会計や下水道特別会計等から1億3,875万円が繰り戻され、更に平成22年度の剰余金から6億8,900万円が繰越金として収入されることにより、財政調整基金から繰り入れていた4億7,000万円を全額基金に繰り戻すとともに、新たに8億円を超える財政調整基金の積み立てをしたわけであり、実質収支で7億8,614万円の黒字決算となっています。小泉構造改革の三位一体改革以来、厳しい財政運営を強いられてまいりましたが、三位一体改革の見直しによって、平成21年度、平成22年度に引き続き良好な決算となりました。

平成23年度の個人市民税の調定額は14億6,250万円、前年比でマイナス2.2ポイント、3,282万円の減収になっています。普通徴収では、納税義務者数が268人もふえているにもかかわらず、調定額は前年比マイナス1ポイント、400万円の減額となっています。とりわけ勤労者などの特別徴収では、前年比マイナス2.6ポイントと2,875万円の減額となり、個人市

民税の減収の87%を占めています。地域経済の低迷、厳しい雇用環境の広がりによって、市民の所得が落ち込み、依然として苦しい生活や経営を余儀なくされていることを証明しています。

固定資産税は、土地で7億6,734万円、前年比マイナス1.13ポイント、873万円の減額となり、3年連続の減額となっています。地方圏の商業地、住宅地の地価公示価格が18年連続して下落し、この19日に国土交通省が発表した基準地価は、全国平均で住宅地が前年比マイナス2.5%と21年連続下落しているにもかかわらず、固定資産税の負担は下がるどころか高どまりであります。過重な負担は全く解消されておりません。これは、平成4年1月12日、旧自治省が発した一片の通達で、これまで公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を7割まで一挙に引き上げたことが最大の原因であります。さらに、平成9年の評価がえのときに導入した負担水準の制度も、地価が下落しても固定資産税が下がらない原因となってきました。時点修正にもかかわらず、高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いているのであります。現行の課税措置は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らしを守り、支援する役割を果たすべきであります。

次に、寄附金等の名による住民負担の問題であります。平成23年度も、防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担は、防火水槽設置寄附金で125万円、消火栓設置改修寄附金で26万1,000円、さらに、ホースや消化器具などの設置費用に係る3分の2の地元負担は31万9,000円となっています。地方財政法第4条の5は、税外負担の解消を促進する趣旨で、法律226号により、地方公共団体は寄附金を住民に割り当てて、強制的に徴収するようなことはしてはならないとの規定が加えられました。この法律の趣旨、目的は、元来寄附金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接または間接を問わず、割り当てて徴収するようなことはしてはならないと解されているものであります。どうしても費用を徴収するというのであれば、地方自治法第228条の分担金等に関する規定に基づき、条例に定めるべきであります。また、国の補助事業、起債事業に、関係者から寄附金を徴収することは、事業の趣旨に反すると考えます。何よりも住民の安全や健康、福祉を保持することは、地方自治体の基本的な責務であります。市の責任で財源を確保し、地元要望とあわせて計画的に整備すべきであります。

次に、住民の安全、防犯対策についてであります。防犯灯の設置について、平成21年度より一定の条件を満たす防犯灯の設置は、2万5,000円の範囲で市が全額負担する改善が実施されました。しかし、旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く、負担は低くの合併時の約束を裏切るもので、認めることはできません。市民の安全を守ることは、市の仕事です。児童、生徒等の通学路、通勤や買い物道路、大字間の道路等は無条件に市の責任で計画的に設置すべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法の施行から6年が経過しました。サービスの利用料は、これまでは収入に応じた負担方式で、ほとんどの人が無料でサービスを利用できましたが、自立支援法は、障がいを自己責任とする立場から、サービスや公費負担

医療に原則1割の定率負担を押しつけました。葛城市では、非課税世帯の利用料の免除などにより、自立支援給付費等の負担率は0.5%、補装具の負担率が3%に抑えられているということですが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては大きな負担であります。自立支援法によって、障がい者の負担の総額は700億円、更に国の負担は350億円の減額になっているということでもあります。今、国は多くのサービスが必要な重度の障がい者ほど負担が重くなる応益負担に対し、障がい者、家族、サービス事業者等の批判を受けて、改正を余儀なくされています。国の財政優先、障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障がい者施策は認めがたいものであります。駅前駐輪場整理の委託を始め、さらなる市独自の障がい者と、かつ事業者に対する支援の拡充を求めます。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。平成22年6月から事業系ごみの持ち込み手数料が、10キログラム100円から150円に値上げする改定が実施されました。経過措置として、平成22年度中は130円とされていましたが、市内の事業者や収集業者の要請、議会の決議により、当分の間130円を継続することになりました。それでも平成23年度の事業者等の負担増は、900万円となっています。厳しい経済情勢の中で、地域経済と雇用を支えて頑張っている事業者等の経営を圧迫しています。ごみの減量化やリサイクルに連携、共同して取り組むべきパートナーに負担を強いることは認めがたいものであります。

次に、有線放送維持管理費についてであります。現在有線放送の地域では、トランペットの購入で3,990円、更に軒下から室内への配線や設置工事費も市民負担となっています。一方、防災無線の地域では、トランペットは無償貸与であります。住んでいる地域によって負担がこれほど異なっていることは、著しく均衡を欠き、公平、平等の原則から認めがたいものであります。トランペット購入費用や軒下から室内への配線等の工事費は、1軒当たり約2万円です。年間の設置台数を70軒とすれば、140万円あれば解決できることであります。早急な改善を求めます。

次に、農業振興についてであります。民主党政権が打ち出した戸別補償制度が導入されて、3年目を迎えます。申請が増加するなど、一定の広がりが見られますが、多様な農業経営の現状からは、戸別補償制度がどれほどの効果があったか検証できない状況であります。さらに、現在の米価は60キロ当たり1万3,000円と低迷しています。米価を補償するとしての機能、生産調整の役割は破綻をしています。自民政権が続けてきた水田農業構造改善事業と同様、日本の、葛城市の農業振興や国民の食料を補償するものではなく、米の生産調整、減反政策にほかなりません。このままでは、農業者の生産意欲、後継者に託す希望を失い、水田の荒廃、転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させてしまいます。何よりも民主党政権が目指すT P Pへの参加は、日本の農林漁業や地域経済、食の安全や国民の暮らしの広範囲な分野に大打撃を与えます。完全自由化で食料自給率が13%にまで下がるという農水省の試算は、大打撃の一端を証明しています。直ちにT P Pへの参加を断念すべきであります。葛城市の基盤整備に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策を改め、農業を葛城市の基幹産業と位置づけて、経営を支え、後継者を育てる所得補償や価格保障制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全、拡大などに予算を重点的に配分し、家族経営を中心

に集落営農など多様な農業経営への発展を目指すべきであります。

次に、都市基盤整備、道路整備等についてであります。平成24年度には、20年来の懸案であった街路事業の近鉄新庄駅前通り線が完了します。現在平成25年度の竣工を目指し、尺土駅前周辺整備事業が進行中ですが、新たに国鉄坊城線が交付金事業として着工されることになっています。総合計画等に基づき、都市基盤整備に必要とされる基幹道路等の計画的な建設は当然ですが、住民の身近な集落内道路や通勤、通学、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化などがおこなわれています。道路の拡幅や歩道の設置、側溝の安全対策、障がい者用トイレやスロープの設置など、住民生活に密着した公共事業優先に切りかえるべきであります。重大なことは、新市建設計画事業が変更され、学校給食センター建設事業に14億8,000万円、新庄幼稚園建設事業に4億円が追加され、計画になかった新「道の駅」建設事業18億円が追加されるなど、157億円だった事業が200億円に大幅に増額されています。この需用費の増額や、普通交付税の一本算定、合併特例債の償還を見込んだ財政計画では、平成33年度以降に財政危機が予想されます。既存の事業費の縮減、新「道の駅」建設事業や給食センター建設事業の再検討など、新市建設計画の抜本的な見直しを求めます。

次に、消防の広域化についてであります。今、人口減少や大規模災害に備えるとして、奈良県市町村消防の広域化を進める協議会が設置され、広域化が進められていますが、全国では807ある消防本部を統合、広域化して、298にする広域計画に対し、来年4月で消防本部の数は745で、8%しか減少しない見込みとなっています。ところが、奈良県では財政の分担や財産の取扱いなどの問題で、奈良市や生駒市が脱退する事態となりましたが、県内11本部を一本化し、本部を中和広域消防本部に置くことを決め、何が何でも推進するつもりであります。広域化に伴う署所の統廃合は行わないと言っていますが、新組織設立後に再編計画を作成するとも説明をしています。所管人口が93万人以上となり、36署所が統廃合されることになれば、消防署が住民から遠ざかる危険性がある現状では、認めがたいものであります。

本市消防署の実態は、消防職員が45人、充足率は69.23%。平成22年度には4人の職員を採用しているにもかかわらず、最低の水準になっています。火災や救急出動等の増加により、非番職員の非常招集が常態化し、平成23年度の非常招集は118日、491名と、平成22年度より9日、81人もふえています。職員に過重な負担がかかっていることは明らかです。今、やるべきことは、市民の生命、財産を守るという第一の任務を全うすべく、消防職員の大幅な増員、質の向上など、消防力の充実、強化を図ることです。本市の地方交付税における消防費の基準財政需要額は5億9,600万円です。平成23年度の消防費が4億4,300万円ですから、約1億5,000万円がどこかに消えていることとなります。財源は確保できるということでもあります。東日本大震災の教訓からしても、地域のコミュニティに精通し、住民の顔が見える消防署が今こそ求められています。さらに、大規模災害等に備えて、近隣広域消防との連携、協力を強め、人員、機材の交流や融通、共同の訓練等に取り組むこと、地域防災計画の周知徹底と具体化を急ぐとともに、東日本大震災の教訓を生かした見直しに直ちに着手すべきであります。

消費者相談事業の充実、磐城第2保育所の建設、緊急雇用創出事業など、評価できる事業がたくさんありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

辻村君。

辻村議員 認第1号、平成23年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

平成23年度一般会計につきましては、歳入総額141億1,870万2,000円に対し、歳出総額132億4,887万8,000円であり、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いて、実質収支は7億8,614万5,000円となり、大幅な黒字決算となっております。

歳入面での財源確保といった面につきましては、市民から徴収をする市税の収納率を改善し、税負担の公平性の観点からも理解を求められ、市税確保に取り組まれている点を評価するとともに、国から地方への財源措置である普通交付税や特別交付税についても、当初予算額より増額であったことなども、これらの要因であります。

また、歳出面につきましては、新市建設事業の新庄小学校校舎、磐城小学校校舎の耐震補強、大規模改造工事、新クリーンセンター建設事業、磐城第2保育所整備事業、国鉄坊城線整備事業などにも着手された上、また、新たに地域活性化交付金や緊急雇用創出事業交付金をうまく生かされ、小中学校教室の扇風機購入、乳児家庭全戸訪問事業、防犯灯設置状況調査事業、高齢者世帯台帳整備事業、安心子育て相談事業、公有財産管理台帳デジタル化事業などを執行され、前向きで活発な市政運営には大きく評価をいたすものであります。

しかしながら、これまでも指摘されているように、年々繰越事業がふえることは望ましくなく、やはり単年度の事業完了に努めていただくことを強く求めておきたいと思っております。

今後もより一層行政サービスの向上に向け、業務に取り組んでいただくことを期待するものでありますが、混迷の続く社会経済状況の中、国内経済は更に悪化をたどることが予測され、市当局は市民生活の安定を図るため、行政事務事業をより精査され、新市建設計画に伴う多くの事業の執行を含めた中、安定した健全な行政運営をされるよう願うものであります。

以上のことから、本決算においては、認定すべきと判断できる内容であると申し上げておき、賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第1号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

日程第2、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 認第2号の平成23年度国民健康保険特別会計の決算認定について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、サービスは高く、負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に、平均で17.6%、2億5,500万円の大規模な保険税の引き上げが実施されました。国保税の大幅な引き上げは、長引く不況の中で苦しんでいる所得の低い加入者の生活を直撃をし、安心して病院にかかれない状況を広げています。国保に加入している5,780世帯の所得の状況は、所得200万円以下の世帯が4,532世帯で、加入世帯の78.4%を占めています。さらに、その内訳は、所得100万円以下の世帯が3,158世帯で54.63%、所得ゼロの世帯が1,727世帯で29.88%、実に加入者の3割を占めています。国保は所得のない人、所得の低い人が多数加入している保険であります。ところが、国保税は、収入がなくても、少なくとも均等割や平等割、資産割が課税され、その上、所得割は基礎控除だけというただし書き方式で課税されるなど、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっています。

国保税の収納率は、現年度分で92.16%と、個人市民税の98.45%を6.29ポイントも下回り、収入未済額は6,093万円に上っています。滞納世帯は992世帯、加入世帯の18.21%に上っています。国保税が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は36世帯、さらに、納付相談中が128世帯、居所不明33世帯など、市役所で保管されている保険証は161世帯と年々増加をしています。重い税負担に耐えられず、滞納を余儀なくされる所得の低い加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証を加入者に届ける手だてを早急にとるべきであります。

この間、所得の低い世帯に対する均等割や平等割の7割、5割、2割の法定減免の適用の拡大、平成18年度から平成21年度の4年間で、国保税の消滅時効や滞納処分等の執行停止等により、不納欠損処分を1億4,604万円実施してまいりました。平成23年度も1,362万円の不納欠損処分を行い、4億円を超えていた滞納繰越額を2億1,688万円まで減らしています。しかし、現年度分の収納率が低迷する中で、6,000万円を超える滞納が、収入未済額が毎年新たにふえていますので、根本的な解決にはなっておりません。厳しい地域経済、まともな仕事につけない雇用環境の中で、払いたくても払えない、所得の低い世帯に対する減免制度を整備し、払える国保税に改善して、滞納をもとから抑えることが肝要であります。

葛城市国民健康保険税条例第23条、国民健康保険の免除の規定では、「市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除することができる」としています。この条項の具体的な適用基準を定めた葛城市国民健康保険税取扱基準を見直し、拡充する必要があります。この取扱い基準には、条例第23条第2号の「当該年中の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者」の規定を受けて、取扱基準では減免の範囲、第2条第3号において「当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められる者」と明記していま

す。ところが、取扱基準の減免の割合、第3条第3号の減免する必要があると認められる者の規定には、軽減または免除の割合の欄が空欄になっています。所得割を軽減しているということではありますが、均等割も対象にして明記すべきであります。さらに問題は、所得が皆無となった者に準ずると認められる者の取り扱い基準が全く欠落していることでもあります。所得が皆無となった者の減免は当然のこととして、今日の厳しい雇用環境の中で、長期に仕事につけない人、母子家庭や低年金の高齢者など、これに準ずる低所得者に対する適用こそ、今、最も求められています。生活保護等を基準にした収入基準を設定し、適用の拡大を図るべきであります。

さて、平成23年度当初予算では、一般会計から2億9,540万円の法定外の繰り入れをしてまいりましたが、本決算において1億5,000万円に減額され、1億4,540万円は一般会計に引き上げられています。平成18年度の国保税引き上げの議論の中で、今後3年間で一般会計から10億円の繰り入れをすとの約束に照らせば、繰入金は収入不足の単なる財源としてではなく、減額や不用となった場合は、その全額を国保会計に繰り入れ、所要の額を財政調整基金に積み立て、国保財政の運営や減免制度の改善等に活用すべきであります。

葛城市の平成23年度の被保険者1人当たりの医療費は28万7,000円と、県下で37番目、平成21年度には25万8,468円で、県下で一番低い医療費でした。市民、被保険者の健康への留意、健康推進委員さんを始めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、国保財政が支えられています。ところが、市町村国保は、市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その最大の原因は、昭和59年に国保事業に対する国の負担を、総医療費の45%から38.5%に大幅に削減したことが最大の原因であります。国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度であります。国保財政の健全化を加入者の負担増や広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国保負担率をもとに戻して、責任を果たすことを強く求め、だれもが安心して医療にかかる社会保障制度として再構築されるべきであります。

一般会計からの繰り入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し、短期保険証の発行を抑えるなど、評価できるものでありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

討論を終わります。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

5番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま上程をいただいております、認第2号、平成23年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は、制度創設以来、国民皆保険制度の体制の中核として重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持、増進に大きく貢献してまいりました。しかし、少子高齢化や医療の高度化による医療費の増加、若年者の減少、非正規雇用の増加による収入の低下など構造的な問題を抱え、国においてさまざまな制度改革が行われてきましたが、いまだ

厳しい運営状況が続いています。

平成23年度決算収支は、歳入において年々保険料収入が減少する中で、本年度は1%の増加となっています。歳出の保険給付費、また後期高齢者支援金、介護納付金等、医療費関係の経費が増加し、一般会計から1億5,000万円の法定外繰入金の財源補てんを受けて、1億615万9,000円の黒字収支となった決算となっています。

このような状況の中で、被保険者の健康保持、増進を図るため、積極的に保健事業を推進され、生活習慣病予防のため、平成20年4月より義務化をされた特定健康診査、特定保健指導の受診率が向上するとともに、平成22年度に比べ2.6ポイントの増となっています。継続的な取り組みにより、被保険者の健康への啓発意識がなされ、その結果として、1人当たりの医療費において、若干の伸びはあるものの、県下市町村の中で2番目に低い数値を保つという成果となってあらわれているものと考えるところでございます。

また、保険税の収納率は、前年度と比較して、現年度分全体で0.5%の増となっています。1人当たりの保険料は県下12市中4番目に低い保険料で推移をしています。そして、国民健康保険事業の適正な実施に努められたことによる、国、また県の特別財政調整交付金も、前年度と同様多くの金額の交付を受けており、国民健康保険事業の円滑な運営が行われた決算であると高く評価をするものであります。

国民健康保険は、被保険者である住民の皆さんにとって必要不可欠な制度であります。必要ときに必要な医療を安心して受けることができる、安定的な持続可能な制度運用が図れるよう、今後も引き続き医療費の適正化等による歳出の抑制を図るとともに、保険税の収納率の向上をより図り、収入の確保を努められ、より一層の経営努力を重ねられることを、意見を申し添えて、賛成の討論とさせていただきます。

以上でございます。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、認第2号は原案のとおり認定されました。

日程第3、認第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 認第3号の平成23年度介護保険特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成23年度の決算は、平成21年度から平成23年度までの3年間の第4期介護保険事業計画

の最終年の決算であります。第4期の第1号被保険者の保険料は、平成18年度から平成21年度までの第3期介護保険事業計画の策定のときに、それまでの基準月額2,650円から1,450円引き上げて、基準月額4,100円に改定された保険料が引き継がれております。保険料の負担は、年金収入が減少する中で、定率減税の廃止や老年者控除の廃止によって、約100万人の高齢者が非課税から課税になるなどの高齢者の負担強化と相まって、高齢者の生活に大きな負担を与えています。

本市の第1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える方々の保険料は、年金から天引きをされ、それ以下の人は普通徴収されています。普通徴収の現年度分の収納率は87.9%、前年度よりプラス2.6ポイント、収入未済額は400万円となっています。不納欠損処分を201万円実施し、滞納額を1,278万円に抑えていますが、毎年80%台という収納率の推移を見れば、過重な負担になっていることは明らかであります。高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、このうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金です。全国市長会や町村長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料の引き下げを図るべきであります。

平成23年度決算では、実質収支で1,540万円の黒字、介護保険給付費準備基金の積立額が968万円、準備基金の保有額は1億5,790万円になっています。その大きな要因は、介護サービス給付費の当初予算額に対する執行率が、居宅サービスの訪問介護や通所介護、訪問介護などの介護サービス等諸費が95.07%、介護予防サービス等諸費も91.06%と、在宅介護を支えるかなめのサービスが当初予算を大きく下回っていること、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設介護サービスが、特別養護老人ホームの待機者が132人を超えているにもかかわらず、施設の定員が満杯で入所できない状況、老人保健施設もベッド数が不足しており、受け入れ先がなく、退院できない状況にあるなど、施設サービスを利用しようにも利用できない状況であります。

第4期介護保険事業計画で策定された介護サービス給付費の見込額、その見込額に基づいて決定された第1号被保険者の保険料、基準月額4,100円が本当に適正であったのか、厳しく問われなければなりません。

さらに、平成17年10月から、これまでの介護保険の対象とされていた食費や介護施設等の居住費を保険の対象から外され、原則として全額を利用者負担とされました。この結果、市民税非課税世帯でない人が特別養護老人ホームを利用すれば、食費が4万2,000円、居住費では多床室で月額2万5,000円、従来型個室で4万8,000円、ユニット型個室では約3万円という大幅な値上げが押しつけられました。デイサービスやショートステイの利用料も引き上げられたのであります。保険料や利用料の過重な負担は認めがたいものであります。早急な市独自の減免制度を整備すべきであります。

特別養護老人ホームなどの施設利用者に対する大幅な負担増や軽度の人への介護サービスの切り捨ては、これまで国が盛んに言ってきた家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度などの宣伝文句が全くの偽りであったことをみずから証明したものであります。

我が国の高齢社会へのテンポは、平成27年には高齢者のひとり暮らし世帯が高齢者世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加し、認知症の高齢者も現在の150万人から、平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が重要であります。国の対応を待っては間に合いません。民間事業者に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手すべきであります。

以上、討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

6番、西井君。

西井議員 認第3号、平成23年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、第4期事業計画の最終年度であり、計画値と比較しますと、要介護認定者数としては予想値をやや下回りましたが、毎年少しずつふえており、要支援認定者数においては計画値を上回っています。保険給付費においては、全体として95%の執行率の中、計画値を上回った予防給付費を中心に伸びており、要介護高齢者の増加に伴い、介護保険サービスの利用が図られていることがうかがえます。また、介護給付費準備基金については、第4期中、初めて471万6,000円が取り崩され、第4期の計画値を大きく下回ることになりました。こうした中、高齢者が要支援、要介護状態になる前からの介護予防の推進ということで、地域支援事業の取り組みが定着したことが介護給付費抑制の一因となり、第5期計画の保険料上昇の抑制にもつながったものと思われ、一定の評価をするものであります。

また、平成23年度実施されました日常生活圏域ニーズ調査でのアンケート結果、市民の声というものを有効に活用していただき、さらなる介護予防事業の推進に努めていただきたいと思います。今後高齢者の方はますますふえ、それに伴い要介護認定者もふえていくことは防げない状況で、保険給付費は確実にふえ続けることが予想されます。高齢者の方はもちろん、高齢者を抱える家族への積極的な支援、サービスを必要とする人への適切な支援などが行える体制づくりに努めていただくとともに、介護給付費準備基金の適切な活用と介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図っていただくことを要望いたしまして、本決算認定について、賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定されました。

ここで、休憩いたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時30分

西川議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、認第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第4号は原案のとおり認定されました。

日程第5、認第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第5号は原案のとおり認定されました。

日程第6、認第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第6号は原案のとおり認定されました。

日程第7、認第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第7号は原案のとおり認定されました。

日程第8、認第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第8号は原案のとおり認定されました。

日程第9、認第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 認第9号の平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入をさせられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法の下での平等に反するものであります。さらに、保険料が2年ごとに改定され、利用給付の増加と後期高齢者の人口比が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みになっています。高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。

本年は、2年ごとの保険料の改定の年に当たり、平成24年度予算において所得割が7.7%から0.4%引き上げられ8.1%に、均等割は4万800円から3,400円引き上げられて4万4,200円となりました。値上げ額は5,752円、9%増の大幅な負担増となり、平均年間保険料は6万9,961円にもなりました。後期高齢者医療制度は、保険料が払えず、1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。

これまで75歳以上の高齢者は、老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並ん

で保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが、老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは、無年金や低年金など、収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証交付制度は、直ちに廃止すべきであります。収入が1万5,000円未満の調定件数6,399件の普通徴収保険料の徴収率は98.35%、前年より0.35ポイントマイナスになり、滞納額は260万円となっています。保険料の滞納者は63人に上り、6カ月の短期保険証の発行は、平成21年度末の7件から、この平成24年8月には19件と大幅に増加しています。払いたくても払えないのが現状であります。短期保険証の発行はやめるべきであります。後期高齢者医療制度のねらいは、医療費のかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることで、医療費を抑えることにあります。中止、撤回を求め、反対の討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

8番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程の認第9号、平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本特別会計決算につきましては、この制度が創設されて4年目の決算となり、これまで保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、この制度の定着を目的としたさまざまな改革、改善が行われてきたところです。

本決算につきましては、歳入面では、現年度分の保険料の収納率が98.35%と、前年度と同様に高い率で推移し、一方、歳出面では、一般会計において支出する後期高齢者医療療養給付費負担金は、前年度と比較して9.2%の増、また、本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金等の広域連合納付金は2.74%の増と、年々高い率で推移している状況であります。広域連合におきましては、保健事業の推移や医療費適正化事業に積極的に取り組むこととされており、この後期高齢者医療制度に基づき、保険料軽減に係る県の負担金や一般会計からの繰入金等を財源として、広域連合と連携を密にしながら、健全な財政運営を円滑に行われている決算であると評価するものです。

現在、国におきまして新たな高齢者医療制度の検討が進められています。高齢化社会が進む今後において、高齢者医療の安定した運営が求められています。この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な、信頼のできる制度となるよう、国の動向をしっかりと見つめるとともに、県並びに広域連合との情報の共有化を図り、より一層安心な医療制度の構築に向け努力されることを望み、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定されました。

日程第10、認第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第10号は原案のとおり認定されました。

日程第11、議第37号から日程第13、議第45号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務文教常任委員長 去る9月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託をされました4議案につきまして、13日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、ただいま上程されております議第37号、議第40号及び議第45号の3議案について、審査の概要及び結果を報告いたします。

まず、議第37号、葛城市防災会議条例及び葛城市災害対策本部条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、市長の諮問機関である防災会議の会長が市長自身であることについて、どのように理解をされているのかという問いに対し、市長自身が行政委員の会長を務める諮問機関に対し、あくまで行政の長として市長が諮問をするということであり、人格は別である。また、県においても今回同様の改正を行っており、それに準じた改正となっているという答弁がありました。

次に、最近の防災会議の開催状況はという問いに対し、前回葛城市地域防災計画を策定したとき以来、開催をいたしておらず、防災会議は災害が起きた場合にのみ招集することになっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第40号、葛城市火災予防条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第45号、平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、学校給食運営委員会の会議を3回ふやされる理由は、給食センター建設に伴い、

給食の献立や食器などについて追加審議を行うためかという問いに対し、給食の運営について、委員の皆さん方のご意見をお伺いするために、会議をふやそうとするものであり、給食センターの建設については、教育委員会が責任を持って、基本構想や施設設備等について計画を立案し提案をさせていただくという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されたことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第40号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第45号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第38号から日程第18、議第44号まで、以上5議案を一括議題といたします。

本5議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、吉村優子君。

吉村民生水道常任委員長 去る9月7日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました6議案につきまして、14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、ただいま上程されております議第38号、議第39号、議第42号、議第43号並びに議第44号の5議案について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第38号、葛城市保育所条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、保育所条例第5条第2項中において、「最低基準」を「基準」と改めているが、どのような解釈かという問いに対し、地域主権一括法の施行に伴い、児童福祉法第45条で、厚生労働大臣が定めた設備及び運営について、最低基準とあるものを、都道府県条例の基準と定めると改正されたことにより、市町村の実情に応じた設定が可能となったため、条項中の「最低基準」を「基準」と改めるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第39号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、本条例の改正に伴い、技能職員で技術管理者の資格を有する者が必要となると思われるが、今後どれくらいの人数の有資格者の養成をするのかという問いに対し、来年度において、新庄、當麻両クリーンセンターより各1名ずつ技能職員に講習を受けられるよう予算計上もしていきたい。平成26年度以降も、一人でも多くの者が資格を持つよう、現場と検討していきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第42号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号、平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、基金の積み立てが328万4,000円計上されているが、現在の基金残高はという問

いに対し、5月に積み立てた利息分も含め1億6,163万395円となっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第44号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、公共汚水柵調査点検業務委託について、平成23年度も緊急雇用創出事業により行われていたが、9月補正として予算計上された経緯はという問いに対し、平成24年3月末の工期であったが、その時点で調査済み件数が把握できず、当初予算に反映できなかった。今回緊急雇用創出事業を活用することができたため、補正予算で対応することとなった。

また、既に調査が終わった件数は。また残件数はという問いに対し、汚水柵の全体件数は1万2,728件、そのうち調査実施済み件数は9,983件、残りは2,745件であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

そのほかにも活発な意見がなされたことをつけ加えまして、本委員会へ付託されました議案についての報告といたします。

西川議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第14、議第38号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第39号は原案のとおり可決されました。
日程第16、議第42号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第42号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第42号は原案のとおり可決されました。
日程第17、議第43号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第43号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第43号は原案のとおり可決されました。
日程第18、議第44号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第44号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第44号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第19、議第41号議案を議題といたします。
本案は、3つの常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に
求めます。
まず、総務文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務文教常任委員長 ただいま上程されております、議第41号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第2号）につきまして、総務文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果についてご報告をいたします。

質疑では、今回の通学路緊急点検を実施された結果はどうであったか、また、当初予算と今回の補正予算について、通学路関連でどういった内容の予算計上をされたのかという問いに対し、今回の緊急点検では、市内小学校の通学路において113カ所の危険箇所(point)の点検を行い、その結果、何らかの対応を必要とするところは105カ所であった。その部分については、白線の再塗装や安全柵の設置などを行い、また、道路改良がしづらい箇所や、障害物があり、横断しにくいところ50カ所については交通安全等啓発看板を設置し、その啓発看板設置費用として、今回50万円の計上をさせていただいた。当初予算では、同じく交通安全等の啓発看板設置費用として約37万4,000円を計上しているという答弁がありました。

また、防災倉庫の設置費用が計上されているが、その詳細について説明願いたいという問いに対し、現在防災倉庫は市内5カ所に設置しており、災害発生時に備えて備蓄食料や災害活動資材等を保管しているが、以前から笛吹、山田など山麓地域における防災倉庫の必要性を認識していたことから、今回国の緊急防災対策事業債という有利な起債を活用し、山麓地域5カ所大字の区長との協議の結果、当該地域2カ所に防災倉庫を設置するものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

次に、民生水道常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

8番、吉村優子君。

吉村民生水道常任委員長 続きまして、民生水道常任委員会より、議第41号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決につきまして、本委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、委託料及び負担金補助の増額の主な内容はどういう問いに対し、平成24年7月に予防接種法が改正された経緯もあり、委託料では、市内で個別に不活化ポリオワクチン、また、ほかの予防接種も同時に受けたいという方を延べ270人、4種混合ワクチンについては320人、BCG接種については100人とし、803万円の予算計上となった。負担金補助については、市外で個別接種を受けられる不活化ポリオワクチン70人、4種混合ワクチン80人、BCG接種については20人、199万3,000円の計上であるという答弁がありました。

また、各種ワクチン接種について、集団から個別接種に移行していくと、接種状況は把握しづらく、通知の勧奨をどのように行っていくのかという問いに対し、生後2カ月の保護者に通知し、予防接種、健康診断の流れについて説明会を開催し説明を行っている。出席できない方については電話や訪問にて説明を行い、100%の方に周知している。また、予防接種

の未接種の方には、個々に勸奨通知、電話連絡を行っているとの答弁がありました。

また、ガス冷却棟の内部清掃の間、ごみの処理はどのようにされるのかという問いに対し、2週間で100トンくらいの量となる。清掃期間中、大和高田市に処理をお願いしているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

次に、都市産業常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

10番、溝口幸夫君。

溝口都市産業常任委員長 続きます。都市産業常任委員会より、議第41号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について、本委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、土木費の中の街路事業費について、国庫補助金として2,750万円が予算計上され、事業費の55%が国庫補助となるということだが、今回増額補正されている事業費は8,015万円であり、残りの補助金については今後補正予算で計上されることになるのかという問いに対し、今回予算計上している補助金の額は、前年度に要望しており、要望の時点では事業用地の西側部分について、公社から平成23年度に買い戻す予定であったが、建物が連棟になっていたため、建物の取り壊しができず、買い戻しができなかった。このたび、用地東側部分の地権者の合意が得られたので、西側部分についてもあわせて予算計上した結果、当初の事業費よりふえることになった。補助金の不足分については、現在、県と協議しており、追加要望しているところであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で当委員会の関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時03分

再 開 午後3時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告を申し上げます。

先ほど市長からお手元に配付の議第46号議案が追加議案として提出されました。その取扱いについて、休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、会議の概要について、運営委員長より報告を願います。なお、休憩中に発議第8号の議員提出議案が溝口幸夫君より提出され、その取扱いについてもご協議いただいておりますので、あわせてご報告を願います。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 それでは、追加議案、議第46号の取扱いについて、及び発議第8号の取扱い等について、休憩中に議会運営委員会を開催し協議をいたしておりますので、その内容についてご報告をさせていただきます。

まず、追加議案、議第46号についてであります。

議事日程につきましては、この後、直ちに追加日程第1といたしまして上程をいたします。つきましては、市長より提案理由の説明を受け、質疑を行い、総務文教常任委員会に付託し、休憩に入ります。休憩中に総務文教常任委員会を開催願ひ、委員会終了後、本会議を再開いたします。そして、総務文教常任委員会から審査の結果報告を受け、委員長報告に対する質疑を行い、討論、採決まで行います。

次に、発議第8号についてご説明をいたします。

本件につきましては、日程第20、発議第7号の採決後、追加日程第2として上程をいたします。審議方法につきましては、提案者より提案理由の説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略して、討論、採決まで行いたいと思います。

最後に、閉会中の継続審査について議決をいただき、閉会とさせていただきます。

以上、報告といたします。

西川議長 お諮りをいたします。

議第46号議案及び発議第8号議案についての審議日程及び審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、審議日程、審議方法については、運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

追加日程第1、議第46号、平成24年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 議第46号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ348万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億8,161万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、消防費の補正をお願いするものでございまして、去る9月5日檀原運動公園駐車場において開催されました第24回奈良県消防操法大会ポンプ車操法の部におきまして、葛城市消防団が24年ぶりに優勝され、来る10月7日、東京都の東京臨海広域防災公園にて開催されます第23回全国消防操法大会に出場することとなり、今回この出場に係る経費についての補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第46号議案は、総務文教常任委員会に付託し審査を願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時36分

再 開 午後4時00分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1、議第46号議案を議題といたします。

本案については、休憩中に総務文教常任委員会を開催し、審査をいただいておりますので、その結果報告を委員長に求めます。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務文教常任委員長 先ほどの本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託をされました議第46号議案について、本会議休憩中に委員会を開催し審査をいたしました。その概要及び結果について、報告をいたします。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、追加日程第1、議第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 異議なしと認めます。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、発議第7号、葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会を設置する決議についてを議題といたします。

本案につき、提出者の説明を求めます。

8番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま上程されています発議第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、皆さんのお手元にあります葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会を設置する決議についてを朗読させていただきます。

1、本市議会に9人の委員をもって構成する葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会(以下本委員会という)を設置する。

2、議会は本委員会に対し、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項の調査を付託し、同法第98条第1項の権限を委任する。1、平成21年以降の葛城市職員採用事務に関する事項。2、葛城市職員採用試験に係る受験資格の変更及び職員採用の基本方針等に関する事項。3、葛城市職員採用試験における採点結果及び合否判定等に係る公文書公開請求に関する事項。4、葛城市職員採用試験における市長の採点及び合否判定等に係る事項。

3、本委員会は、調査のため、必要があるときは関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる。

4、本委員会の本件調査に要する経費は100万円以内とする。

5、本委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続し調査を行うものとする。

以上のとおり決議する。平成24年9月26日。葛城市議会。

ただいま読み上げました決議文の提出に至りました理由としましては、7月26日の全員協議会、そして9月11日の一般質問での、いずれも職員採用についての質問につきまして激論となり、途中、質問者の発言に対し一時中断されましたことは、議員皆さんも承知の事実です。その結果、質問内容の平成22年度、23年度、24年度の採用試験につきまして、不透明な部分が疑惑のまま残ってしまっている状態です。100条委員会設置ということになりますと、所管委員会で議論をし、立ち行かなくなったときに設置というのが本来であると認識していますが、殊、人事に関しましては、理事者側の個人情報保護法に基づく情報の不開示等により、委員会において結論を見出せないことは明白であり、何よりも疑惑を持たれている職員

に対し、一刻も早く潔白を証明し、職員採用試験の公正性を示すためにも、100条委員会の設置を要望するところです。

以上、提案理由とさせていただきます。議員皆さんの賛同を賜りますように、よろしくお願いいたします。

西川議長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、辻村君。

辻村議員 済みません、ただいま提案者である吉村議員より提案説明をいただきましたが、この職員採用事務に関する調査特別委員会設置ということなのですが、今、吉村議員の提案の中に、7月の全員協議会のときと、それから9月のこの議会の一般質問の中でされたのは、たしか吉村議員ではなかったのですが、この提案された提出者と、それから賛成者の中に一般質問された方のお名前がないのが、ちょっと私は疑問に思うところがあるので、それについてお聞かせいただきたいのと、それから、今、この内容説明の中に、2番の1ですね、平成21年以降の葛城市職員採用事務に関する事項ということが調査の内容にあるんですが、これは別に、なぜ平成21年以降なのかということをお聞きしたいと思います。やはり新しく葛城市が誕生したときから調査するべきではないかというふうに、私は思いますので、その点についてお聞かせください。

西川議長 8番、吉村君。

吉村議員 今、辻村議員の質問にお答えいたします。

提案者に質問者のお名前がない、提案者、賛同者にないないということですが、私も保守系の議員ですから、おっしゃった白石議員、共産党の議員さんとは一線を画すということで、それを、私は賛同者に求めておりませんので、そういうことです。

それと、平成21年度からと言われましたけれども、それは、私が言いました、全協と、それから一般質問において不明瞭な点が出たのは平成21年度から3年間ということで、それをそこに上げさせていただきただけで、賛同いただけるのでしたら、私の発議に賛同いただきまして、その後、その平成21年度からということを削除いただいて、そういう修正案を出していただけたらというふうに思います。

以上です。

西川議長 ほかに。

どうぞ、辻村君。

辻村議員 私はやはり、今、吉村議員からもお答えいただいたように、保守系の議員であるので、白石議員の名前を賛同者の中に入れていないというのが、ちょっと私には理解できない。同じ考えだからこそ、こういうふうに提案されたのではないかなというふうに思います。

今のこの件につきましては、私の質問は終わらせていただくんですけども、やはりこのような問題は、人権にかかわる本当に重要な案件というふうに、私は思っております。ですから、本当に慎重にいろいろと調査していただきたいなというふうに思います。

以上です。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

6番、西井君。

西井議員 まず、提案者に質問いたします。

私も議会議員となり、はや7年になるわけでございます。先ほど辻村議員も若干質問されている中で、我々議員となり、職員の身元調査もしたわけではございませんが、今まで當麻町及び新庄町、粛々と長く続いております中で、行政、また市長、町長絡みがあったということは、私は思っていないわけでございます。また、先般の一般質問におきましても、山下市長はそのような形には一切かんでいないという答弁をされているわけでございます。また、試験官の一人として同席をされたことは明らかになったわけです。

しかし、これは山下市長から始まったことではなく、その前の吉川市長、吉川町長、安川町長、植田町長、藤井本町長と、過去の、その以前にも含んでと思いますが、全ての理事者から続いていた、我が町を運営する中で、やはり首長がこの職員なら仕事をしてもらおうとかいう意味合いの中で参画をされていた。私は、そのように理解するわけでございます。また、山下市長から急に面接を行ったということは、全くそういう例にもならないと。面接官の一人として参加をされたことに、何の問題があるのでしょうか。また、ましてやほかの市長が参加していないとおっしゃいますが、法律に照らし合わせて、何の問題も、あえてないと。今週末から始まる市長選挙に向けた、何らかの関係があるように、私は思うわけでございます。また、市長の支持者などの子どもが採用された、単なる推測に基づく誹謗中傷であり、今、こんなときに言い出したのは、到底私は理解できない。

皆さんが不正に対して適正に対処しておられるならば、4年前のたしか100条委員会を設置前後のときに、奈良新聞で当該職員は当時市議会議員の息子であり、ましてや前市長の親戚という記事も出たわけでございます。そのときにも、採用については、我々は不正があったものとも思っていなかったわけでございますが、そこまで戻っても、やはり採用というのは、今、話に出ている話からいったら、採用の親戚、親族、そういう問題になったら、ここまでさかのぼって調査すべき問題ではないかと、私は思うわけでございます。また、そのときに、採用は2名の募集で2名の応募、そして当該職員を含む2名が採用と。余りにも不可解な採用試験となっているのです。百歩譲って、吉村議員が採用試験に関して疑念があるとおっしゃるならば、21年にかかわらず、クリーンセンターの問題、出てきた問題も含めて、過去にさかのぼって、全職員疑義があるかどうかというのを調べるのが当然公平な立場と思いますが、まず、それについて、いかが思われるか、返答をお願いします。

西川議長 8番、吉村君。

吉村議員 どれから答えていいのか、ちょっとわかりにくいんですけども、過去にもずっと面接官であったということですけども、今回疑惑が浮上した、採用要項等に疑惑が浮上したということですから、それを明確にするべきだということで、100条の設置を申し出ている。当人たちが疑惑のままで職員でいるというよりも、明白にすべきだという点で設置させていただいています。

それから、市長がかかわっているのは葛城市だけというのであれば、政治倫理条例にもありますように、目的としまして、政治倫理条例の目的は、「市民全体の責任者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」とありますし、「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしない」ということですから、これからは、今からは是正して、市長は立ち会わないというふうにすればいいというふうに、私は思います。

それから、クリーンセンターの問題ですけれども、クリーンセンターのときは、それは採用に関することはなかったわけですけれども、先ほど平成21年からということは、辻村議員から質問がありましたとおり、西井議員もこの発議に賛同していただいて、平成21年からという部分を削除の修正案を出していただけたらというふうに思います。

西川議長 6番、西井君。

西井議員 今、話題になっている当該職員の人権、いろいろな問題を苦慮いたしまして、私はいろいろと考えているわけですが、今、答弁された中で、クリーンセンターの問題とか、その辺も、またその以前の吉川町長、安川町長、植田町長、藤井本町長、そのときの採用にも若干私は親族が入っているということも聞いているわけですが、ただ、私自身は、親族が入っているのが悪いのではなく、正規の形で入っておられると、私は個人的には思うわけですが、それも含めて、吉村議員も賛同してもらえるのだったら、古いところまで戻してもらおう形をとってもらおうのが筋ではないかなと。私が提案するのじゃなく、議案の修正を吉村議員がしてもらおうのが筋じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

西川議長 8番、吉村君。

吉村議員 先ほど提案説明の理由に説明しましたとおり、7月の全協と9月の一般質問では、平成21年度以降の3年間のが出たから、たまたま私は提案理由として3年間としましたけれども、賛同していただけるのだったら、その平成21年からという部分を削除していただいて、賛同していただいて、削除の訂正案を出していただけたらいいというふうに思います。

以上です。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

14番、寺田君。

寺田議員 先ほど来いろんなご意見を聞いていますと、いろいろなことがあります。よくわかりました。私が一番言いたいのは、この種の問題は、人の一生をも左右する重要な議案でございまして、何も知らずに、まじめに働いている多くの職員に疑惑の目が向けられるということに非常に危惧しているわけですが、人権にもかかわる重要な案件でございまして、これをやられて、提案者の方にお聞きしたいんですが、職員の人権とこの調査権とをどのようにお考えか、お答え願いたいと思います。

西川議長 8番、吉村君。

吉村議員 ですから、私は、今のままでしたら、過去3年間の方がグレーのままであるので、その方の潔白を証明するためにしてくださいと言っているんです。人権ということにつきましたら、4年前の100条委員会でクリーンセンターのときにいろんな方のお名前、挙げられました。その人たちの人権はどうなるのかというふうに、私は思っています。

以上です。

西川議長 14番、寺田君。

寺田議員 今、クリーンセンターの話、出たんですが、クリーンセンターの場合は、はっきりと200時間が500時間やっているとか、あるいは産業廃棄物が不良に投棄しているとかいう問題が、当時も私、民生水道委員でした。民生水道委員会で約1年間討議して、これでは民生水道委員会で審議が無理だということで、100条委員会を設置したと、私はそう認識しておるわけですが、今回の場合は、突出して、すぐに100条委員会せよという、こういうことは、私は賛同できません。

だから、でき得れば、こういうことじゃなしに、総務文教常任委員会に一遍付託されて、それで、例えば半年なり、6カ月なり、10カ月なり審議されて、どうしてもこれは審議が無理や、秘密会でやっても大変なことやということになれば、本人の人権の問題もありますし、その後、100条委員会を開いていても、私はそれでいいと思うんですが、どうでっしゃろう。

西川議長 8番、吉村君。

吉村議員 短い期間と言われますけれども、私の場合にとっては1カ月半もあったわけです。一般質問から、これにすぐに100条というわけではなく、7月26日の全協で、私は、一般質問が出るという話が出ていまして、そこで結論が出るという思いをしていましたけれども、結論が出なかったの、こういうふうに言いました。それから、提案理由の中に申しましたとおり、殊、人事に関しましては、個人情報保護法の関係で、これは幾ら所管の委員会にしても、はっきり明確にはならないだろうという思いがあります。それと、今、寺田議員が言われましたとおり、5カ月、6カ月延ばしたところで、そのグレーの方が、その間ずっとグレーで、その長い間グレーのままでいるというのでしたら、早急に明白にすべきだと。その人たちのためにも、早急にすべきだという思いで提案させていただいています。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決までを行います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、下村君。

下村議員 発議第7号、葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会を設置する決議について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど述べられているように、議会全員協議会や本会議における一般質問において、一議員から職員採用における事務について、あたかも不正な採用があったかのごとく質疑がされ

ました。質疑内容におきましては、確たる物的証拠もなく、しかも限定した採用年度や職員個人を特定できるような内容のものであり、これによる影響たるや、職員個人の人権問題もさることながら、市民からの人事行政への不信感を募らせるものにほかならないものであり、到底同じ議員として賛同できるものではありません。

これに関しましては、市長答弁において、そのような疑義を生じる事実は一切なく、これからも公正性、透明性の確保を堅持しつつ、将来の葛城市の中核を担う優秀な人材確保のために、市長みずからのかかわり方も再度検討するとの答弁がございました。

発議第7号の提案説明において、職員採用事務において疑惑な部分があるとのことから、事実確認をすべきと、100条委員会の設置を求める決議でございます。所管の委員会において、時間をかけて十分な調査を行った上で、調査をしきれなかった場合は、100条委員会の設置を行うこととし、いきなり100条委員会の設置を求めることは時期尚早であり、賛成できるものではありません。

以上をもちまして、発議第7号についての反対討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、岡本君。

岡本議員 ただいま上程されております議員発議第7号に対しまして、賛成の立場で討論に参加いたしたいと思っております。

まず、公務員の定義であるわけですが、憲法の15条の中で、全ての公務員は、全体の奉仕者であり、一部の奉仕者でないと定めておるわけございまして、また、地方公務員とは、公務員法の30条で、全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力をかけてこれに専念しなければならないと定められておるわけでございます。このような大事な仕事をする立場にある職員を採用する際には、公正でなければならない。

その中で、今、提案者の話、ありましたように、7月26日の全員協議会で、平成25年度の職員採用の説明の中で、議員の質問の内容に対して、激論をして紛糾しました。さらには、また9月11日の本会議、一般質問の中でも激論が交わされた。そのときに市長は、――(削除)――と何度も何度も発言された。私は、この際、騒然とした雰囲気になった。なぜ、このようなことが起こったのか、疑問に思わざるを得なくなったというのが正直であるわけでございます。一生、職員として、また、市民の奉仕者として働く職員の気持ちも察するとき、これでよいのか。この際、議会として問題を早急に解明するためにも、地方自治法の100条の議会の調査権として委員会を設置して、全容を究明すべきと考え、設置願いたい、こういうふうに思います。

討論を終わります。

西川議長 休憩します。

休 憩 午後4時26分

再 開 午後4時33分

西川議長 再開します。

13番、川西君。

川西議員 ただいま上程されております、発議第7号、葛城市職員採用に関する調査特別委員会を設置する議決につきまして、反対の立場から討論を行います。

先ほど下村議員も述べられましたように、私も余りにも拙速であると思います。一人の人の一生を左右することでもあり、また、人権を侵害するおそれがあります。もっと時間をかけて、慎重に調査、協議するべきであると考えます。間違った判断をすることで、大変な事態になることが考えられます。

約4年前になります。設置されましたクリーンセンター残業問題100条委員会に、私も委員として参加をしておりました。そのときも、全員協議会、また常任委員会等を何度も開催し協議を行った後にメンバーを決め、100条委員会を設置したと記憶しております。今回も、所管の総務文教常任委員会に付託して、100条委員会設置について、どう取り計らうか協議願った上で全員協議会に諮り、100条委員会設置の有無について決めるべきが筋であると思います。市民の方々から負託を受けて、議会に出席している私たちは、何事につけても慎重に審議すべきであると思います。

以上の理由を述べて、反対討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 発議第7号の葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会を設置する決議について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

まず、私の質問から、100条委員会を設置されて、事実を解明していく、こういう提案をいただいた、勇気ある吉村議員に敬意を表しておきたい。残念ながら、私は野党共産党で、とてもそういう条件がなかったということでもありますけれども、この点では評価をしておきたい、このように思います。

本件に関する経過及び取り組みについて、これらを含めて、私は討論を行ってまいりたいと思います。

この間、葛城市が実施をした平成22年、23年、24年度の職員採用について、不正が行われているのではないかと、このような情報や資料が、市民やマスコミ等から私どもに寄せられてまいりました。私はこの情報や資料に基づいて、葛城市の人事課に対して、採用予定人員や受験資格、第1次試験から第3次試験の可否の状況、さらに、第1次試験の成績などの採点結果について、情報公開条例に基づいて開示請求を行ってまいりました。残念ながら、第1次試験の採点結果の情報は、人権にかかわること、採用事務の公正、公平にかかわることとして不開示になりました。

しかし、3件の事例が浮かび上がってまいりました。その一つが、一般質問でも申しましたように、和弥応援隊代表を務め、夢通信第8号の発行責任者の親族の方が、一般事務職で、平成22年度に採用されていることでもあります。さらに、平成23年度の採用では、葛城市の財務や経営について監督、検査する非常勤特別公務員の家族の方が一般事務職で採用をされているのであります。さらに、平成24年度の採用では、山下市長が市会議員の時代に同じ会派

だった市会議員の家族の方が採用をされているのであります。私は29年の議員の歴史を持っていますが、こんなあからさまな採用結果については、今まで覚えがありません。私は一般質問の中で、市長に答弁を求めてまいりました。これらの関係者について、市長は知っているとの答弁がありました。当然です。市長選挙や市政運営で、市長を支援をしてきた中心的な人物の家族であり、親族であるからであります。

葛城市には、奈良県で一番厳しいと言われる、當麻町から引き継いだ政治倫理条例が制定されています。この条例は、市長、副市長、教育長や市会議員が、いやしくもその地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図るようなことのないよう、市民の信頼にこたえ、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的にしています。そして、この目的を達成するために、第2条第2項では、市長や市会議員は政治倫理の6つの基準を遵守しなければならないと定めております。その第1号では、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないことと規定されております。さらに、第4号では、公正な人事を図るため、市職員の採用に関して推薦または紹介をしないことと規定をされております。そして第2条第1項では、不正の疑いを持たれるおそれのある行為等があった場合には、市長や市会議員は、市民に対してみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならないと、説明責任を明確に規定をしております。

私は、この政治倫理条例と市民の負託にこたえるために、7月26日の議会全員協議会で、3件の職員採用について、市長に説明を求めましたが、発言が遮られ、打ち切られました。改めて9月の定例会の一般質問で取り上げましたところ、山下市長は、2次試験の集団討論や3次試験の面接に加わり、評価員の一人として、みずから採点をしていたことが、答弁で明らかになりました。県内の他の11市では、面接はもちろんのこと、市長は採用試験に一切関与をしております。任用試験委員会等が設置されて、その委員会に成績の判定から合否まで委託をしているのです。市長は、試験結果の報告を受けるだけであります。お隣の大和高田市や香芝市では、さらに、公平委員や警察OBなどの外部委員を加えて、採用試験の公正性や公平性を確保するために努力をしているのであります。それは、ご承知のように、中和広域消防の職員採用において一大事件が起こったことから、それぞれ市町村でその公平性、公正性を確保するために努力をしてきている、その結果であります。

政治倫理条例では、市長や議員は、市職員の採用に関して推薦または紹介しないこと、こう書いてあります。ところが、推薦や紹介どころか、市長が試験の採点をするなど、深くかかわっているのであります。これでは、疑念が広がるばかりではありませんか。私は、山下市長が、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為、すなわち職員の採用について、みずから進んで高潔性を明らかにされるよう、市民の目線から、私は議会の役割として、100条調査委員会を設置をして調査すべきと考えるものであります。

さらに、葛城市は採用試験に当たって、採用の人数や受験資格の年齢、学歴、免許等の要件を頻繁に変更してきたことです。平成22年度には、一般事務職の社会人経験者枠と新卒者枠の受験資格の年齢を30歳まで引き上げました。平成23年度には新卒者枠を廃止をして、事実上、社会人経験者枠を拡大をしています。平成24年度には、一般事務職の受験資格年齢を

更に35歳まで引き上げています。奈良県や大和高田市、香芝市、御所市などの近隣市は、29歳でとどめている状況であります。同時に、建築技術職の学歴、免許等の資格では「1級建築士の資格を有する」を削除して、大学の建築専門課程を卒業または見込みの者に変更しています。このことによって、1級建築士の資格を持つ短期大学や高等学校の卒業者は受験できなくなったのであります。即戦力の専門家を採用するという当初の目的を放棄して、受験資格を広げることを目的にした変更だと言われても仕方がないのではないのでしょうか。さらに、平成24年度から平成26年度までは集中人員投入期間として、平成27年度以降の退職分の前倒しとして67人の職員を採用する基本方針を打ち出し、平成24年度には一般事務職を19人採用いたしました。ところが、この7月には、一転して平成25年度は基本方針を一旦中断をして、事務職の採用はゼロにするということになったのであります。全く理解できない変更であります。

先ほど来、この100条調査委員会の調査は、人権にかかわることだ、人の一生にかかわることだ、このように質疑がされ、また討論がされました。私は、4年前の100条調査委員会で行われた、その結果を思い起こしています。ここにおられる岡本議員は、100条調査委員会に告発をされ、検察に告発されたんです。しかし、その結果は皆さんご承知のとおりであります。全く嫌疑なしで却下をされました。岡本議員の人権、どのように考えているのか。私は本当に済まなかった、岡本議員には謝りました。しかし、議会としてどのような措置をとられたか。人権を回復される措置をとられたのか。全くそういうことに関心のない、そういうことをしておきながら、この議案に対しては人権を主張する。人の一生にかかわることだと主張する。それでは、つじつまが合わないのではないのでしょうか。

私は、当然これらのことが、やはり多数をもって総務文教常任委員会において議論されて、そしてこの100条調査委員会を設置し、そういう事態が来ることがやはり望ましいというふうに考えます。しかし、4年前はどうだったのでしょうか。ここにおられる議長は、やはり所管の常任委員会において、調査権があるのだから、しっかり調査をして、その結果、必要であるならば、100条調査委員会を設置すればいいではないか、こういう主張をされました。私も、もっともなことだと思いました。しかし、そのときはどうだったですか。とにかく協議会で議論をして、多数で押し切ってきた。議会運営委員会もそうです。議長のそういう主張に対して、多数で押し切ってきたんです。委員会で議論なんてしていないんです。調査権なんて發揮してやっていないんです。そういう人たちが今、常任委員会で調査をして、それであかんかったら、100条調査委員会つくったらいいじゃないかと、全く逆のことをやっている。笑止千万。私は、これまでの経過からして、全く最初から常任委員会でやったって、これは成立する、なかなかことは難しい。そう考えるならば、地方自治法第112条の議員の提案権をもって、やはり住民の負託にこたえる、疑問にこたえる、こういうことがやはり議員の重要な責務だ、このように思います。私ができなかったことは残念でありますけれども、この決議に対して、これをもって賛成討論としたいと思えます。

以上であります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

はい、どうぞ。7番、藤井本君。

藤井本議員 議会の役割、問題があったら、問題があったら解決する、こんなの当たり前のことです。疑惑があって、疑いがあれば、それを解明する。市民に対して、当たり前のことです。全国的にも、口ききとか採用に関しての問題、こういったことはきちんとしましょうと。市民の関心も高いです。だから、私はここで、こういった解決に一番近道、最も早く、適切に解決できる方法である100条委員会、これが議会の役割だとこのように思います。私も、就職をさせる子どもを持っています。もし私の子どもが入っていたら、ちゃんと調べてくれ。こんな中で、自分の子どもがこういう議論をされている中で、自分の子どもが、昨年ですか、昨年でも就職したというのだったら、ちゃんと調べてくれ。就職された方の、私は家族の思いやと思う。そうじゃないですか。私、親だったら、そう思いますよ。思いを述べましたけれども、もし私は、もしですよ、採用した立場であれば、私は職員かわいい。ちゃんと調べてください、この子らは何もないです、きちんと採用された子です、そんな証拠、何かあるんですかとか言うものじゃない、違いますか。ちゃんと調べてください、それで、この子ら守ってください、しっかり仕事してもらわなあきませんねん。それぐらいのこと言ってください。

賛成討論です。

西川議長 ほかにありませんか。

6番、西井君。

西井議員 4年前の100条委員会を経験させてもらった中で、まず、4年前に新聞紙上で、1,450時間ですか、そういう問題も大きく取り上げられ、その問題が取り上げられた中で、民生水道委員会で協議会やったか委員会やったか。その辺で、どのような形で調べていくかと。やはりその順序としては、少なくとも当時、議長も当時もたまたま議長でおられて、もうちょっとゆっくり調べてくれという声もありましたが、ただ、民生水道委常任委員会で、その当時岡島委員長が、たしか私の記憶で、民生だけの限界ということの中で。二遍ほどそういう会議をした中で、議会運営委員会の方で諮ると。議会運営委員会でも、その話の中でいろいろ話をして、それで、議会運営委員会では、やはり調査権というのに限界を感じる中で、100条委員会を設置させてもらった。これが、実質的な4年前の経緯でございます。

いろんところで、一つもお話し合いも一切なしで、明らかにしたことが当然やと。確かに疑義を持たれている職員が明らかにすることは必要ではあると思いますが、やはりある程度、少なくともみんなが賛同して100条委員会を開けたというのは、4年前の経緯と思います。やはり皆がなるほど、ぼちぼち100条委員会を開かなければならないという雰囲気づくりが4年前あって、たしか本会議で18人中17人だったかな、100条委員会を設置できたという記憶はございます。

やはりその流れの中で、もう一つの案で出てきている、まだ総務なり、いろいろなところで、まず、皆さんが同意をできるように話し合いをしてもらっていくのが筋ということで、私自身、この議案について、その順番を踏んでもらいたいということで、反対の立場で反対討論といたします。

西川議長 ここで、18時まで延長します。

それと、岡本議員の発言の中では、議事録の中で、訂正削除をさせていただきたい、このように思います。

(発言する者あり)

西川議長 休憩します。

休 憩 午後4時55分

再 開 午後4時56分

西川議長 再開します。ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

西川議長 起立少数であります。

よって、発議第7号は否決されました。

西川議長 次に、追加日程第2、発議第8号、葛城市職員採用事務に関する調査を総務文教常任委員会に付託する決議についてを議題といたします。本案につき、提出者の説明を求めます。

10番、溝口幸夫君。

溝口議員 それでは、ただいま議長より紹介のありました発議第8号について、提出者としての説明を行いたいと思います。

発議第8号、葛城市職員採用事務に関する調査を総務文教常任委員会に付託する決議について。

上記の提案を別紙のとおり、葛城市議会会議規則第14条第1号の規定により提出いたします。

提出者は、溝口幸夫。賛成者、川辺順一、赤井佐太郎、下村正樹であります。

提出先は、葛城市議会議長、西川弥三郎殿であります。

内容につきましては、お手元に配付されておりますので、ご参照お願いしたいと思います。

葛城市職員採用事務に関する調査を総務文教常任委員会に付託する決議について。

1、本議会の総務文教常任委員会において、葛城市職員採用事務に関する事項を所管事項の調査項目に加え、調査する。ただし、本委員会の調査権限を越えて調査しなければならない場合については、地方自治法第100条第1項の規定により、葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会の設置をも検討するということであります。

2としまして、議会は本委員会に対し、次の事項の調査を付託する。1、葛城市職員採用事務に関する事項。2、葛城市職員採用試験にかかわる資格試験の変更及び職員採用の基本方針等に関する事項。3、葛城市職員採用試験における採点結果及び合否の判定にかかわる公文書公開請求に関する事項。4、葛城市職員採用試験における市長の採点及び合否判定等にかかわる事項であります。

3としまして、本委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、本件調査終了まで継続して調査を行うものとする。

以上のとおり決議するものであります。平成24年9月26日、葛城市議会であります。

この提案理由につきまして、少し説明を加えたいと思います。

ただいま議題となりました発議第8号の提出理由であります。先ほど発議第7号の葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会を設置する決議に対する修正をするものであり、調査事項として、市民の負託を受けた議会の良識と権限をもって、慎重に有効に検討を重ねる提案であります。

まず、発議第7号は、本市議会議員の9人の委員をもって構成する葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会、すなわち100条委員会を設置するとなっておりますが、地方自治法第109条第4項の規定には、常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査するという権限が明記されております。しかし、先ほどの発議第7号では、常任委員会の調査を一度もしないまま、いきなり調査特別委員会を設置するということになっており、地方自治法の規定による議会の常任委員会での詳細な事実関係を調査するというこの権限を生かしきれておりません。

以上により、私は本市議会の総務文教常任委員会において、葛城市職員採用事務に関する事項を所管事項の調査項目に加え調査をし、そして本委員会の調査権限を越えて調査しなければならない場合については、地方自治法第100条第1項の規定により、葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会の設置をも検討すればいいという修正案の提出であります。

次に、発議第7号の質疑でも論議されましたが、調査年限を限定することなく、葛城市職員採用の事務に関して調査を行うものとするものであります。また、職員に対して潔白を示すというのが大きな提案の目的であります。それを提案理由の大きな視点として置いております。

以上で発議第8号の提案理由といたします。議員各位の高度なご理解をいただき、賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

西川議長 以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましても、委員会付託を省略し、討論、採決までを行います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番、赤井君。

赤井議員 ただいま発議第8号、葛城市職員採用事務に関する調査を総務文教常任委員会に付託する決議について、賛成の立場で討論させていただきます。

葛城市政治倫理条例においては、市長及び議員は、その責務である、市民の信頼に値する

倫理性を自覚し、市民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにするとともに、厳守すべき政治倫理基準に基づいて、市民の厳粛な信託による市政の運営を行うことを目的とすることとされております。政治倫理条例第7条に基づく市民の調査請求による手続、または同条例第10条に基づき、政治倫理審査会に審査を求め、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにすべきであり、また、市議会といたしましても、人事関係の所管であります常任委員会において、この件に対して調査ができる権限がありますので、まずは調査事項として調査を行うべきものと考えております。

以上をもちまして、発議第8号についての賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

11番、川辺君。

川辺議員 ただいま発議第8号、葛城市職員採用事務に関する調査を総務文教常任委員会に付託する決議について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回葛城市職員採用事務において疑義が生じたとして、調査特別委員会の設置を求める発議第7号の提出がございました。葛城市における新規採用職員の方々には、厳しい競争試験を経て、晴れて葛城市職員になった者ばかりであります。たまたま採用された職員が、市長及び議員との姻戚関係等にあったということは、今回のことに限らず、これまで多くの事例があったことと思います。もし100条委員会を設置した場合は、その調査過程において、関係する職員がだれであるかの想像もつくことから、職員にとっては、将来にわたる大きな精神的負担を負うわけであり、また、職員個人の人権問題にもかかわってくる問題でもあり、慎重の上にも慎重を期した取扱いを行わなければならない事態であると予想されます。確たる事実が揃わない時点での所管の委員会の調査権を越えての特別委員会の設置については、慎重な対応を望むものであり、まず、所管の委員会において十分な調査を行い、その上で調査権限を越えて調査しなければならない場合においては、100条委員会の設置もやぶさかではないと判断しており、賛同するものです。

以上をもちまして、発議第8号についての賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

6番、西井君。

西井議員 葛城市職員採用事務に関する調査を総務文教常任委員会に付託する決議について、賛成の立場で討論させていただきます。

私、先ほどからいろいろと質問なり、また、反対討論をさせていただきましたが、まず、2の葛城市職員採用事務に関する事項の中の年限を外された。また、順番を申し上げていたように、総務文教常任委員会で、まず、調査をするということで、まことに順番に沿った、また、職員にも被害の及びにくい順番である中で、また、住民各位もまた話を聞かれて、なるほど納得してもらおう案ではないか。また、このように溝口議員、非常に難しい考え方の中で、新たな考え方での発議を提出されたこと、感謝するわけでございます。まず、賛同者で川辺議員、赤井議員、下村議員も同じく、私、感動するわけでございます。どうかこの中で、私自身も議員として、問題を解決するために努力したいと思っておりますので、どうかその辺の意

を酌んで、私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 本発議第8号の葛城市職員採用事務に関する調査を総務文教常任委員会に付託する決議について、賛成の立場から討論をしたいと思えます。

まさに発議第7号の100条調査委員会に基づく調査特別委員会の設置の提案があったからこその、本9月定例議会での総務文教常任委員会での調査案件として付託される、こういうことになったという点では、私は非常に意義があったというふうに思えます。これからは、この件がまさに議会の問題として、私の手から離れて、本当に政治倫理条例や、やはり採用事務そのものが、他の11市のようにやはり改善をされ、市民の負託にこたえられる、そういう職員採用事務にされていけると、このように思えます。私は、そういう点で、本9月定例会においてこのような議案が出て、総務文教常任委員会で調査されることについては大いに歓迎をしておきたい、このように思えます。

以上であります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第8号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表に記載の事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了をいたしました。

議員の皆様におかれましては、7日の開会以来、本日まで長期間にわたり多数の重要議案を終始慎重にご審議いただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これで、本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、各常任

委員会、また決算特別委員会の審議において、議員各位から出されました数々の意見や要望を真摯に受けとめられ、平成25年の予算編成、また、葛城市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月7日に開会されました平成24年第3回葛城市議会定例会が、本日全日程を終え、閉会の運びとなりました。その間、提案をいたしました全議案、慎重にご審議を賜り、またいずれも、こちらの方から上げさせていただきました案件に関しましては可決、認定をいただきましたことにつきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

この議会、私にとりましては、今期最後の定例会となるわけございまして、感慨ひとしおのものがございます。この間、多くの励ましや叱咤激励をいただきましたことにつきまして、改めてここに感謝を申し上げる次第でございます。

思えば、4年前、この場に立たせていただきまして、葛城市民の負託を受け、葛城市長としてスタートさせていただいた。この4年間の中で、葛城市のキャラクターである蓮花ちゃんを生み出させていただいたり、また、多くの事業を手がけさせていただきました。いろいろとご審議をいただきまして、ご理解をいただきました議会の皆様方や、また、手となり足となり、またいろいろとご提案をいただいた職員各位、また、ご協力をいただきました地権者の皆様、関係の皆様方に改めて御礼を申し上げるわけでございます。中でも、私が市長に就任するまでは全く進展がなかった新クリーンセンターの建設に関しましても、地元の皆様の絶大なるご協力によりまして進展をさせていただくことができました。また、城のような民家を利用する給食センターの建設事業も、合併特例債を活用して、市民の負担を軽減しながら進めさせていただくことが決定をいたしております。

今回の議会では、過去の資料を見直す中で、平成18年3月に提出されました葛城市山麓地域整備基本計画の中に、我々がまさに道の駅として計画をしている箇所が地域交流センターとして計画されており、あまつさえ商工会館まで明記をされておりました。また、当時の航空写真には、問題の山本商事の山も写っており、平成18年当時から安全性については全く問題なかったとの確信を得ましたが、それを都市産業常任委員会でご報告をさせていただいたところ、当時の副市長から、この場での道の駅の建設に関しては反対をしていないとの言葉をいただきました。やはり今回の計画には、何の瑕疵もないと確信をいたしたところでございます。

私の任期は、残すところ1カ月となりますが、再び市民の信任を賜って、今、進めております諸事業を全身全霊をもって当たってまいりたいというふうに思っております。また、今会期中に、議員の皆様方からさまざまな貴重なご意見、ご提言をいただきましたことをしっかりと受けとめながら、職員一同、あすからの市政運営に当たってまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、今後より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますように、心よりお

願いを申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

西川議長 以上で、平成24年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午後5時19分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 川 弥三郎

署 名 議 員 川 辺 順 一

署 名 議 員 吉 村 優 子